



ひきこもり研修会を開催

ひきこもりを経験した方や支援者から、その時の気持ちを聞き、ひきこもりから抜け出すヒントを見つけてみませんか。

- 日時 | 10月29日(火)
① 13時30分～15時
② 15時15分～16時15分
- 場所 | 東松山市民文化センター第一会議室
(東松山市六軒町5-2)
- 内容 | ①「経験者が語る ひきこもるキモチと抜け出すヒント」
②家族の集い
講師・助言者 当事者・埼玉県ひきこもり相談サポートセンター(越谷らるる) 支援者
- 対象 | ①ひきこもりからの回復に興味のある方どなたでも
②ひきこもり状態にある方のご家族
- 定員 | ①40人(先着順) ②20人
- 費用 | 無料
- 申込み・問 | 10月18日(金)までに東松山保健所へ ☎22-0280

10月1日から11月30日まで 大麻・覚せい剤防止運動を実施します

麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用は、健康を害する大変危険なもので、自分の人生だけでなく、家族など周りの人たちの人生までも狂わせてしまいます。「ちょっとなら…」といった甘い考えは命とりです。絶対に手を出さないでください。薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ。」正しい知識を身に付け、薬物乱用を根絶しましょう。薬物でお困りの方は、ご相談ください。

- 問 | 東松山保健所 ☎22-0280
県薬務課 ☎048-830-3633

「知っていますか？ LGBT」県民講座を開催

- 基礎編
LGBTに関する考え方や言葉の意味など基礎的な知識について
日時 | 11月13日(水) 14時～16時
場所 | 埼玉県熊谷地方庁舎 大会議室
(熊谷市末広3-9-1)

- 子どものLGBT編
LGBTの子どもに対する配慮や対応について
日時 | 11月27日(水) 14時～16時
場所 | さいたま共済会館6階 第2ホール
(さいたま市浦和区岸町7-5-14)

- 申込み
10月15日(火)までに、①受講希望日②郵便番号③住所④氏名⑤電話番号⑥託児希望の有無⑦手話通訳希望の有無 を記載の上、下記へメールかFAXにてお申込みください。

- 問 | 県人権推進課 ☎048-830-2255
FAX 048-830-4718
✉ a2250-02@pref.saitama.lg.jp

埼玉県 最低賃金改正のお知らせ

10月1日から埼玉県最低賃金は時間額926円(引上げ額28円)となります。埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり926円以上かどうか必ず確認しましょう。詳しくは最寄りの労働基準監督署または問合せ先へお尋ねください。

※一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。

- 問 | 埼玉労働局賃金室 ☎048-600-6205

野良猫にエサを 与えないでください！

野良猫にエサを与えると、エサをもらえる場所だと思いこみ、その周辺に居ついてしまいます。すると、近隣で、糞尿等の被害を出したり、交通事故に遭ったり、感染症にかかったり、けんかをして怪我をしたりなどしてしまいます。また、子供を産んで増えるため、子猫までもそんな目に遭ってしまいます。

このように、無責任にエサをあげる行為は結果として不幸な猫を増やすことに繋がります。「かわいそうだから」「かわいいから」という一時的な気持ちでエサをあげることは絶対にやめてください。不幸な猫を増やさないために、猫が地域の嫌われ者にならないために、エサは与えないで、見守ってあげようお願いします。エサを与えるのであれば、責任を持って室内で飼ってあげてください。

猫を飼う場合

🐾 室内で飼いましょう。
猫は、飼い主の目の届かないところで糞・尿・鳴き声などで近隣住民に迷惑をかけていることがあります。また、外に出すことで交通事故などのリスクもあります。ずっと室内では猫にストレスがかかるのでは？と思われがちですが、猫は横の動きではなく、縦の動きを好みます。いすや棚の上、キャットタワーなど、高いところを用意してあげると、猫はストレスが溜まりません。

🐾 首輪をつけましょう。
野良猫などとの区別のため、できるだけ首輪など目印になるものをつけて飼いましょう。首輪をつけてあげること可愛さもUP、愛情もUPします。

- 問 | 建設環境課環境担当 ☎65-0814



税務相談会のお知らせ

- 日時 | 10月8日(火) 10時～12時
- 場所 | ときがわ町・東松山市・小川町・川島町
- 担当 | 税理士
- 予約 | 10月4日(金)までに相談を希望する各会場の役場または役所に予約が必要です。
- 問 | ときがわ町役場税務課 ☎65-0811
東松山市役所課税課 ☎23-2221
小川町役場税務課 ☎72-1221
川島町役場税務課 ☎049-299-1757

夕暮れ時(午後4時から) 早めのライト点灯運動 実施

交通事故は、夕暮れ時から夜間の時間帯に多く発生する傾向があります。そこで、夕暮れ時が早くなる10月から12月の3か月間に「夕暮れ時早めのライト点灯運動」を強化し、県民総ぐるみで交通事故防止を図ります。

運動内容 | 前照灯早めの点灯の普及
(午後4時からのライト点灯)

運動期間 | 12月31日(火)までの3か月間

- 問 | 総務課 ☎65-0401

事業主の皆様へ 労働保険のお知らせ

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第2期分の納期限は10月31日です。納付書については納期限の10日前頃に該当事業所へ郵送します。また、保険料納付については口座振替が便利です。申し込み手続きについては厚生労働省もしくは埼玉労働局のHPをご覧ください。

- 問 | 埼玉労働局労働保険徴収課
☎048-600-6203